

王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王寺町まちづくり基本条例（令和2年12月王寺町条例第35号。以下「条例」という。）に規定するまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設立するに当たり組織される団体の運営に要する費用の一部を補助するため、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、王寺町補助金等交付規則（平成18年3月王寺町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、まちづくり協議会設立準備会（条例第14条に規定する協議会の趣旨に沿った団体を設立するために組織された団体をいう。以下「準備会」という。）とする。

2 準備会は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 最小の範囲を地区自治連合会の区域とし、その区域が他の協議会及び準備会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に規定する区域内において、協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。
- (3) 自治会を含む各種団体で構成されており、概ね地区自治連合会の同意を得られていること。
- (4) 宗教的活動又は政治的活動を目的としていないこと。
- (5) 準備会の役員が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業を行うために必要な実費（印刷費、消耗品費、報償費、通信運搬費、会議関係費等）
- (2) 協議会の設立に向けた調査・研究に要する経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業を行うために町長が必要と認める経費

2 次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 家賃、地代等、団体の経常的な維持又は運営に要する経費
- (2) 会議開催時の茶菓を除く食糧費
- (3) 協議会の設立を目的とした活動に直接関係のない経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める経費

(補助金の交付期間及び額)

第4条 補助金の交付期間は、準備会設立の日から協議会設立までの期間とし、最長で2年間とする。

2 交付期間内における補助金の額は、準備会一団体に付き総額で40万円を上限とする。

(補助申請)

第5条 補助を受けようとする団体は、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 構成団体及び役員の名簿(任意様式)
- (4) その他町長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認められたものについて交付金額を決定し、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請をした団体に通知するものとする。

2 町長は、交付金の交付の目的を達成するために必要な指示又は条件を付することができる。

(事業変更申請)

第7条 前条の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合には、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を提出し、町長の承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第8条 交付決定団体は、交付対象事業が完了したときは、速やかに王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金実績報告書(様式第6号)により、町長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金事業報告書(様式第7号)
- (2) 王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金事業収支決算書(任意様式)
- (3) 交付対象事業の実施に要した経費に係る領収書等の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 町長は、交付決定団体から前条第1項の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、交付対象事業の円滑な遂行のため必要と認めるときは、交付決定額の範囲内において、概算払により補助金を交付することができる。

(補助金の請求)

第10条 交付決定団体は、補助金の交付を受けようとするときは、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金交付請求書(様式第9号)により町長に請求しなければならない。

2 交付決定団体は、前条第2項の規定により補助金の概算払の交付を受けようとするときは、王寺町まちづくり協議会設立準備会補助金概算払請求書(様式第10号)により町長に請求しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 交付決定団体は、補助金の確定により受けるべき補助金の額を超える補助金を既に交付されているとき、又は第7条に規定する事業の変更を行うときは、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又はその一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を交付対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるときのほか、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行し、令和7年度の補助金から適用する。